

佐久広域連合告示第1号

令和5年佐久広域連合議会第1回定例会を次のとおり招集する。

令和5年3月15日

佐久広域連合

広域連合長 柳 田 清 二

1 期 日 令和5年3月30日（木）午後2時00分

2 場 所 佐久市生涯学習センター（大会議室）

○応招・不応招議員

応招議員(22名)

1番	丸山正昭	2番	清水喜久男
3番	竹内健一	4番	柳澤 潔
5番	吉川友子	6番	市川稔宣
7番	神津 正	8番	内藤祐子
9番	三石義文	10番	有坂辰六
11番	渡邊 光	12番	菊池今朝造
13番	中田征洋	14番	高見澤 一好
15番	石井正行	16番	出浦修身
17番	土屋好生	18番	遠山隆雄
19番	五味高明	20番	荻原謙一
21番	田中三江	22番	今井英昭

不応招議員(なし)

令和5年佐久広域連合議会第1回定例会

令和5年3月30日（木曜日）

開会宣告

仮議席の指定

諸般の報告

新議員紹介

新代表副広域連合長・新副広域連合長の紹介

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員指名

第 3 会期決定

第 4 常任委員会委員の選任及び正副委員長の互選

（休憩）

第 5 議会運営委員会委員の選任

第 6 議案上程

連合長招集あいさつ・議案総括説明

議案第1号 佐久広域連合職員定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

議案第2号 佐久広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第3号 令和4年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について

議案第4号 令和4年度佐久広域消防特別会計補正予算（第3号）について

議案第5号 令和4年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）について

議案第6号 令和4年度佐久広域連合救護施設特別会計補正予算（第3号）について

議案第7号 令和5年度佐久広域連合一般会計予算について

議案第8号 令和5年度佐久広域消防特別会計予算について

議案第9号 令和5年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計予算について

議案第10号 令和5年度佐久広域救護施設特別会計予算について

第 7 一般質問

第 8 議案質疑

第 9 議案委員会付託

（休憩）

第10 付託議案の委員長報告 質疑・討論・採決

第11 追加議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第11号 佐久広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

第12 閉会宣言

出席議員（21名）

1番	丸山正昭	2番	清水喜久男
3番	竹内健一	4番	柳澤潔
5番	吉川友子	6番	市川稔宣
7番	神津正	8番	内藤祐子
9番	三石義文	10番	有坂辰六
11番	渡邊光	12番	菊池今朝造
13番	中田征洋	14番	高見澤一好
15番	石井正行	16番	出浦修身
17番	土屋好生	18番	遠山隆雄
19番	五味高明	20番	荻原謙一
22番	今井英昭		

欠席議員（1名）

21番 田中三江

説明のため出席した者

広域連合長 (佐久市長)	柳田清二	代表 副広域連合長 (小諸市長)	小泉俊博
代表 副広域連合長 (南牧村長)	大村公之助	代表 副広域連合長 (御代田町長)	小園拓志
副広域連合長 (小海町長)	黒澤弘	副広域連合長 (川上村長)	由井明彦
副広域連合長 (南相木村長)	中島則保	副広域連合長 (北相木村長)	井出利秋
副広域連合長 (佐久穂町長)	佐々木勝	副広域連合長 (軽井沢町長)	土屋三千夫
副広域連合長 (立科町長)	両角正芳	監査委員	柳澤治
会計管理者	上野幸一	事務局長	中澤幸二
消防長	小林透	消防次長	柳澤正憲
総務課長	金井靖	警防課長	堤光雄
指揮課長	山本博樹	通信指令課長	佐藤智英
福祉課長	菊原秀浩	成年後見支援センター・ 障害者相談支援センター所長	依田徳光
豊昇園所長	浅川英樹	塩名田苑所長	谷津和彦
清和寮寮長	木次洋史		

議会事務局

事務局次長	塩川秀治	庶務係長	志摩祐喜
-------	------	------	------

◎開会宣告

(午後 2時00分)

○議長(柳澤 潔) それでは、これより令和5年佐久広域連合議会第1回定例会を開催いたします。

現在までの出席議員は、21名であります。定足数を超過しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会中はマスクの着用及び、登壇者はマスクを外し発言することも可能とし、また、発言終了後に職員が演台等の消毒を行うこともご承知おきください。

21番、田中三江議員が所用のため、本日の会議に欠席する旨の届が出されておりますので、承知願います。

次に、「例月出納検査結果報告書」並びに「定期監査講評に対する対応調査」が提出され、お手元に配布いたしてありますので、ご覧願います。

本会議、傍聴のため申し込みがあった際には、これを許可してあります。

また、報道機関及び広報取材のため申し込みがあった際には、これを許可してありますので、ご承知願います。

◎仮議席の指定

○議長(柳澤 潔) 議事進行上、仮議席を指定いたします。

新たに選出されました、連合議員の仮議席は、ただ今、ご着席の議席といたします。

◎諸般の報告

○議長(柳澤 潔) 諸般の報告を行います。

お諮りいたします。

本件につきましては、印刷してお手元に配布いたしてありますので、ご覧願うことにして、朗読は省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(柳澤 潔) ご異議なしと認めます。

よって、朗読は省略いたします。

◎新議員紹介

○議長(柳澤 潔) 新議員を紹介いたします。

新議員は、小諸市議会議員丸山正昭議員、小諸市議会議員清水喜久男議員、小諸市議会議員竹内健一議員の3名であります。

ここで、新たに連合議員になられました皆様からごあいさつをお願いいたします。

最初に小諸市議会議員丸山正昭議員ご登壇願います。

[小諸市議会議員 丸山正昭登壇]

○小諸市議会議員(丸山 正昭) 只今ご紹介に預かりました小諸市議会議員の丸山正昭と申します。

何分にも佐久広域のこの議会に初めてでございます。足を引っ張る関係も多々あろうかと思いますが、ないように最低限努力いたしますので、お願い申し上げてこちらをご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長(柳澤 潔) 次に、小諸市議会議員 清水 喜久男議員ご登壇願います。

[小諸市議会議員 清水喜久男登壇]

○小諸市議会議員(清水 喜久男) 只今ご紹介頂きました小諸市議会議員の清水喜久男でございます。佐久広域連合職員当時、また議員として皆様方には大変お世話になりました。心より感謝を申し上げます。改めて佐久広域連合の議員となりましたので、佐久広域連合の発展のために努めるつもりでございますので今後ともご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。簡単ですが挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長(柳澤 潔) 次に、小諸市議会議員竹内健一議員ご登壇願います。

[小諸市議会議員 竹内健一登壇]

○小諸市議会議員(竹内 健一) 小諸市議会議員の竹内健一でございます。2年ぶりにまたお世話になります。4年前にも議長役を拝命させていただきまして貴重な経験をさせていただきました。今後も広域連合20万人余の皆様のために協力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎新代表副広域連合長及び新副広域連合長の紹介

○議長(柳澤 潔) 次に、新代表副広域連合長及び新副広域連合長を紹介いたします。

連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

柳田連合長。

[広域連合長 柳田 清二登壇]

○連合長(柳田 清二) 新代表副広域連合長並びに新副広域連合長のご紹介を申し上げます。

初めに北佐久郡から選出されております代表副広域連合長の小園拓志御代田町町長でございますが、2月19日に執行されました御代田町町長選挙におきまして、見事2期目の当選を果たされました。引き続き代表副広域連合長を務めて頂きますので、改めてご紹介をさせていただきます。続き

まして、新副広域連合長でございますが、去る1月22日に執行されました軽井沢町町長選挙におきまして、初当選の栄に浴されました。土屋三千夫町長をご紹介申し上げます。ご両名の紹介を申し上げますと共に心よりご当選のお祝いを申し上げます。

それでは、新代表副広域連合長から、ごあいさつをお願いします。

小園 拓志 御代田町長、登壇願います。

〔広域連合長 小園 拓志登壇〕

○御代田町長（小園 拓志） 改めまして皆さんこんにちは。代表副連合長ということで引き続き務めさせていただきます御代田町の小園でございます。50年前になりますけども、横井正一さんが日本に戻ってこられました。私、その言葉を引いてご挨拶とさせていただきます。恥ずかしながら戻ってまいりました。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（柳澤 潔） 次に、新副広域連合長からごあいさつをお願いいたします。

土屋 三千夫 軽井沢町長、登壇願います。

〔軽井沢町長 土屋 三千夫登壇〕

○軽井沢町長（土屋 三千夫） 只今ご紹介頂きました軽井沢町長の土屋三千夫でございます。2月10日に就任いたしまして、この佐久広域連合の定例会初めての参加となりますが、日頃お世話になりまして、誠にありがとうございます。今後とも引き続きよろしくお願ひいたします。

◎日程第1 議席の指定

○議長（柳澤 潔） 日程第1、議席の指定を行ないます。

会議規則第4条の規定により、議長において指定をします。

1番、丸山 正昭議員

2番、清水 喜久男議員

3番、竹内 健一議員

以上のとおり、指定いたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（柳澤 潔） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、

19番、五味 高明議員、

22番、今井 英昭議員、の2名を指定いたします。

◎日程第3 会期決定

○議長（柳澤 潔） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、2月24日に議会運営委員会が開かれ、ご協議願っておりますので、その結果を委員長からご報告願います。

議会運営委員会、三石委員長。

〔議会運営委員長 三石 義文登壇〕

○議会運営委員長（三石 義文） 議会運営委員長の三石義文です。議会運営委員会の報告をいたします。去る2月24日、佐久広域連合議会第1回定例会の会期及び日程等について議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

本定例会に提出されました議案は、連合長から条例案2件、予算案8件の計10件であります。私から追加議案として、1件を提出しております。一般質問の通告者は内藤議員1名であります。また、議事日程はお手元に配布いたしました通りであります。会期につきましては、本日1日間といたしますのでよろしく願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議結果につきましてご報告申し上げます。

○議長（柳澤 潔） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員長報告のとおり本日1日間としたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎日程第4 常任委員会委員の選任及び正副委員長の互選

○議長（柳澤 潔） 日程第4、常任委員会委員の選任及び正副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

欠員となっております常任委員会委員の選任につきましては、佐久広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって議長において指名いたします。

総務委員会委員に丸山 正昭議員、経済建設保健衛生委員会委員に清水 喜久男議員、社会文教委員会委員に竹内 健一議員、以上のとおり、それぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたし

ました。

続いて、総務委員会委員長及び経済建設保健衛生委員会副委員長の互選を行います。

総務委員会、経済建設保健衛生委員会の諸君は、委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

ここで、議事整理のため、暫時休憩いたします。 (午後 2時13分)

○議長(柳澤 潔) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 2時28分)

総務委員会委員長及び、経済建設保健衛生委員会副委員長の互選の結果について、報告がありましたので申し上げます。

総務委員会委員長に丸山 正昭議員、経済建設保健衛生委員会副委員長に清水 喜久男議員。

以上、報告がありましたので申し上げます。

◎日程第5 議会運営委員会委員の選任

○議長(柳澤 潔) 日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

欠員となっております議会運営委員会の選任につきましては、佐久広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(柳澤 潔) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

議会運営委員会委員に竹内 健一議員。総務委員長の丸山 正昭議員。

以上のとおり、それぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(柳澤 潔) ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎日程第6 議案上程

○議長(柳澤 潔) 日程第6、議案の上程をいたします。

連合長から、条例案2件、予算案8件の計10件が提出されております。

議案第1号から議案第10号までを一括上程いたします。

議案の件名につきましては、お手元に配布いたしました、議事日程表に記載してあるとおりでございます。

次に連合長から、招集あいさつ並びに議案の総括説明を求めます。柳田連合長。

〔広域連合長 柳田 清二登壇〕

○連合長（柳田 清二） 招集のあいさつを申し上げます。本日ここに、令和5年佐久広域連合会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にご参集いただき、議会が開会できましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

議案の総括説明を申し上げます前に、佐久広域連合の取り巻く、最近の情勢等について、5点申し上げます。

1点目といたしまして、佐久広域連合事務局の移転について申し上げます。

佐久広域連合事務局は、旧野沢会館と同一敷地内に新築をされました「佐久市振興公社ビル」内に移転し、すでに1月10日より、1階では「成年後見支援センター・障害者相談支援センター」、2階では「庶務課・福祉課・出納係」が業務を行っております。

旧野沢会館の解体工事が終了するまでは、入口が分かり難い事や駐車場などで、ご迷惑をおかけすることもあろうかと思いますが、よろしく願い申し上げます。

以前の事務所と比べますと、会議室の確保などで多少の不便さはございますが、職員におきましても特に冬季の寒さをしのぐことができ、気持ちも新に快適に業務を行っております。

今後も、関係市町村との連携・融和を深めながら、佐久地域の一体的な発展のため、職員が一丸となり広域行政を推進してまいります。

2点目といたしまして、旧佐久広域食肉流通センターの敷地売却手続が完了しましたので、ご報告申し上げます。

前回12月定例会での招集挨拶で、買受候補者が「株式会社マルニシ」で売却提案価格が2億200万円で仮契約の締結した旨をご報告申し上げたところですが、本年1月4日に、売却代金の入金を確認できましたので、1月19日には所有権移転登記を完了させております。

1月23日からは、売却先である「株式会社マルニシ」による解体工事が実施されており、9月末には解体が終了となり、事務所兼倉庫棟を新設するとともに、高い木々を伐採するなどして、開放的にする予定だと聞いているところでございます。

なお、売却にともなう財産収入は、佐久広域連合普通財産処分基本方針に基づき、取得当時の市町村負担割合に応じて、11市町村へ返還させていただく予定でございます。

3点目といたしまして、「長野県消防防災航空隊殉職者6周年追悼式」につきまして、ご報告申し上げます。

平成29年3月5日、搭乗していた消防隊員ら9人全員が亡くなった、長野県消防防災ヘリコプター「アルプス」の事故から、6年目を迎えた令和5年3月5日の午後、松本市松本平広域公園ターミナルゾーン広場の慰霊碑前におきまして、「消防防災航空隊殉職者6周年追悼式」が執り行われました。

当日の式典には、当時佐久広域連合消防本部から派遣し、隊員であったご遺族の大工原家の皆様並びに、県知事、県議会議長等が出席され、私も佐久広域連合を代表し参列し、「事故の教訓を風化させることなく、後世に語り継ぐ」の意志に賛同し、献花を手向けて参りましたことを、ご報告申し上げます。

4点目といたしまして、本年4月16日から18日に開催される、「G7長野県軽井沢外務大臣会合」について申し上げます。

「G7外務大臣会合長野県推進協議会」では、佐久広域連合も構成団体であり、私も委員の一人となっております。推進協議会では、会合の成功に向けて、各種の取り組みを行っているところでございます。

会合の開催にあたりましては、国際メディアセンターが軽井沢風越公園総合体育館内に設置され、その中に長野県の観光や産業といった魅力や強みを発信する情報発信スペースも設置されます。長野県産のワインや日本食等の試飲のコーナーでは、佐久地域13酒蔵が地元産の水・米・酵母という、日本酒造りに必要な三大要素を使用し、共同して企画・製造を行う日本酒「SAKU13」の試飲もできるように調整を進めております。

また、佐久地域をPRするため、今回もオリジナルー合餅を制作しました。佐久地域の連携・融和を表した連合章と、11市町村章も入れたデザインとなっており、国際メディアセンターのオープニングセレモニーの際に予定をしている「SAKU13」を使った鏡開きでの使用や、国内外メディア向けの記念品として贈呈いたします。

広域連合議員の皆様にも、「G7長野県軽井沢外務大臣会合」の機運を盛り上げるため、お席にお配りをさせていただきます。

これらの事業で、軽井沢町をはじめ、佐久地域や長野県の魅力を国内外に向けて発信するために進めております。また消防におきましては、関連施設における災害等の未然防止と被害の軽減を図るほか、傷病者を適切に搬送するため警戒体制等の計画を策定しております。

この計画により、既に会場等を予定している施設に立入検査を行い、消防設備等の確認や関係者に対し防火指導を行っております。近年の社会情勢を踏まえ、テロ行為などによる特殊災害に対応するための訓練を、令和5年3月10日に佐久市総合体育館において実施いたしました。

期間中は、有事の際に迅速に対応できるよう消防本部及び各消防署から人員と車両が集結して、軽井沢町内に常駐し、特別警戒態勢をとります。

県や警察機関など各関係機関と連携を図り、警戒体制に万全を期し、要人をはじめとする関係者や圏域住民の皆様のご安心・安全を確保してまいります。

5点目といたしまして、令和5年4月より佐久広域連合障害者相談支援センターに配置予定である、手話通訳者について申し上げます。

佐久圏域のろうあ者、難聴者、中途失聴者など手話を必要とする方の権利を擁護し、意思を尊重す

る支援を行うため、障害者相談支援センターに手話通訳者の資格を有する者を配置して、ろうあ者や聴覚障害者の支援体制の強化を図るものでございます。

障害者の権利に関する条約や、障害者基本法においても、手話が言語に含まれていることが明記されており、合理的配慮の観点からも、障害者相談支援センターに手話通訳者を配置することにより、聴覚障害者のみなさんが、安心して相談することができ、充実した支援の提供につながることを期待できます。

障害者相談支援センターでは、開所当初より手話奉仕員養成講座や、要約筆記講座を開催して、聴覚障害者に対する理解の促進や、聴覚障害者のコミュニケーション手段となる、手話や要約筆記の普及に努めており、今後も障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、全ての住民の意思疎通が円滑に行われ、互いに人格と個性を尊重し合う、共生社会の実現に向けて努めてまいります。

以上、佐久広域連合を取り巻く最近の情勢等について、5点申し上げました。

引続きまして議案の総括説明を申し上げます。

本日定例会に提案いたしました議案は、条例案2件、予算案8件の、あわせて10件でございます。

はじめに、「条例案」についてご説明を申し上げます。

議案第1号「佐久広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について」でございますが、地方公務員法の改正等に伴い、定年を段階的に引き上げるとともに、管理監督職務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、関係する条例等の一部を改めるものでございます。

議案第2号「佐久広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、佐久広域連合個人情報保護条例を廃止し、個人情報の保護に関する法律の施行条例として定めるもので、それぞれ議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして「予算案」について説明申し上げます。

最初に「補正予算案」でございますが、議案第3号「令和4年度佐久広域連合一般会計補正予算案（第3号）について」は、歳入歳出それぞれ1億8,469万5,000円を増額し、総額を9億3,347万円とするものとするものでございます。

議案第4号「令和4年度佐久広域消防特別会計補正予算（第3号）について」は、歳入歳出それぞれ2,260万3,000円を減額し、総額を22億1,755万円としようとするものでございます。

議案第5号「令和4年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）について」は、歳入歳出それぞれ、1,095万2,000円を減額し、総額を5億7,461万7,000円としようとするものでございます。

議案第6号「令和4年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第3号）について」は、歳入歳出そ

れぞれ725万3,000円を減額し、総額を2億1,948万7,000円としようとするものでございます。

各会計とも、事業費確定見込に合わせて、歳入・歳出予算の調整を行うもので、全体合計で1億4,388万7,000円の増額補正をお願いしまして、総額を38億4,985万7,000円としようとするものでございます。

次に、「令和5年度当初予算案」でございますが、議案第7号「令和5年度佐久広域連合一般会計予算について」から、議案第10号「令和5年度佐久広域救護施設特別会計予算について」の4会計は、総額を38億3,500万円としようとするものでございます。

以上、議案の概要について申し上げます。

詳細につきましては、事務局長・消防長より説明いたしますので、よろしくご審議を申し上げまして、総括説明といたします。

◎議案第1号から議案第3号までの説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第1号から議案第3号までの説明を求めます。

中澤事務局長。

〔事務局長 中澤 幸二登壇〕

○事務局長（中澤 幸二） それでは、議案第1号から議案第3号までの3議案につきまして、順次ご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号「佐久広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案綴4ページから18ページをご覧ください。

本案は、地方公務員法の改正等に伴い、定年の年齢を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢の追加や令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における定年の経過措置など、所要の改正を行おうとするものでございます。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行しようとするものでございますが、附則第27項の規定は公布の日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第2号「佐久広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案綴19ページから23ページをご覧ください。

本案は、国において個人情報保護に関係する、「個人情報保護法」「行政機関個人情報保護法」「独立行政法人等個人情報保護法」の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の「新個人情報保護法」において全国的な共通ルールを規定し、全体

の所管を「個人情報保護委員会」に一元化するため、現在の「佐久広域連合個人情報保護条例」を廃止し、新たに法の施行に必要な事項を規定する「佐久広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例」として定めるものでございます。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第3号「令和4年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

議案綴24ページ及びそれ以降の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

補正予算書の1ページをお願いします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8,469万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9億3,347万円にしようとするものでございます。

次に、2ページの「第1表歳入歳出予算補正」をお願いいたします。

上段の歳入、下段の歳出、いずれも、事業費の確定又は確定見込みに伴う補正をお願いするものでございます。

以上、議案第1号から議案第3号までご説明申し上げました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎議案第4号の説明

○議長（柳澤 潔） 次に議案第4号の説明を求めます。

小林消防長。

〔消防長 小林 透登壇〕

○消防長（小林 透） 議案第4号令和4年度佐久広域消防特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案綴25ページ、およびそれ以降の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、2,260万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,755万円にしようとするものでございます。

次に、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入の補正でございますが、1款、分担金及び負担金は、歳出予算の減額に伴う市町村分担金の減額でございます。

7款、諸収入では、新型コロナウイルス感染症患者移送等の経費に伴う増額を、それぞれお願いするものでございます。

歳出の補正でございますが、1款、消防本部費では、635万9,000円の減額補正を、2款、消防署費では、1,624万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

小諸消防署費から御代田消防署費までの各署の補正額は8ページ以降に記載の通りでございます。いずれも事業費確定及び確定見込みによるものでございます。

以上、議案第4号令和4年度佐久広域消防特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎議案第5号から議案第7号までの説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第5号から議案第7号までの説明を求めます。

中澤事務局長。

〔事務局長 中澤 幸二登壇〕

○事務局長（中澤 幸二） 議案第5号から議案第7号までの3議案につきまして、順次ご説明申し上げます。

はじめに、議案第5号「令和4年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案綴26ページ、及びそれ以降の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,095万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,461万7,000円にしようとするものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1款、サービス収入の確定見込みによる減額とそれに伴う4款繰入金が増額が主な内容です。

また、歳出につきましても、サービス事業費の確定又は確定見込みによる減額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第6号「令和4年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第3号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案綴27ページ、及びそれ以降の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ725万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,948万7,000円にしようとするものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。歳入及び歳出とも事業費の確定又は確定見込みによる減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第7号「令和5年度 佐久広域連合一般会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

議案綴31ページの後ろにございます「令和5年度一般会計・特別会計予算書」をご覧いただき

いと存じます。

予算書の4ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億5,200万円と定めようとするものでございます。

次に、予算書の5ページの「第1表歳入歳出予算」をお願いいたします。

歳入の主な内容につきましては、1款、分担金及び負担金は、市町村分担金で6億4,631万3,000円を計上いたしました。

2款、使用料及び手数料は、火葬場使用料等で9,950万円を計上いたしました。

3款、財産収入は、土地貸付収入等で390万8,000円を計上いたしました。

次に、予算書の6ページをお願いいたします。

歳出の主な内容でございますが、1款、議会費は、議会運営費で278万3,000円を計上いたしました。

2款、総務費は、事務局職員等の給与費の他、事務局の事業に係る経費で、1億8,239万円を計上いたしました。

3款、民生費は、職員等の給与費の他、介護認定審査会や成年後見支援センター及び障害者相談支援センターの運営等に係る費用として、1億7,382万8,000円を計上いたしました。

4款、衛生費は、職員等の給与費の他、火葬場運営費、地域医療運営のための補助金、畜産農家支援補助金などで、3億8,981万8,000円を計上いたしました。

5款、教育費は、視聴覚ライブラリーの運営に関する事業費で、268万1,000円を計上いたしました。

以上、議案第5号から議案第7号まで一括してご説明を申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎議案第8号の説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第8号の説明を求めます。

小林消防長。

〔消防長 小林 透登壇〕

○消防長（小林 透） 議案第8号「令和5年度佐久広域消防特別会計予算」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案綴にございます「令和5年度一般会計・特別会計予算書」をご覧いただきたいと存じます。

予算書の45ページをお願いいたします。本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出それぞれ2億8,600万円に定めようとするものでございます。

次に46ページをお願いいたします。歳入の主な内容につきましては、1款、分担金および負担金

では、市町村分担金で22億5,420万1,000円を計上いたしました。

2款、使用料および手数料では、消防手数料で262万4,000円を計上いたしました。

3款、県支出金では、消防費委託金で33万5,000円を計上いたしました。

4款、財産収入では公有財産売払収入で28万円を計上いたしました。

6款、繰越金では、前年度繰越金で300万円を計上いたしました。

7款、諸収入では、雑入で、1,180万6,000円を計上いたしました。

8款、国庫支出金では、国庫補助金1,375万4,000円を計上いたしました。

次に47ページをお願いいたします。

歳出の主な内容につきましては1款、消防本部費は、本部職員の給与費のほか、本部事業にかかる経費で、5億9,410万7,000円を計上いたしました。主要な事業では、消防指令センター整備基金積立金や、購入計画に基づく火災現場での活動時に職員が装備する防火衣の更新整備に伴う購入予算を計上いたしました。

2款、消防署費は、7消防署職員の給与費ほか、各消防署の事業にかかる経費で16億8,889万3,000円を計上いたしました。各消防署の計上額はご覧の通りでございます。

主な事業といたしましては、車両更新計画に基づきます車両整備事業としまして、軽井沢消防署費に指令車、川西消防署費に防火広報車、南部消防署費に高規格救急車の購入予算をそれぞれ計上いたしました。

4款、予備費として、300万円を計上致しました。

以上、議案第8号「令和5年度佐久広域消防特別会計予算」につきましてご説明を申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議案第9号、議案第10号の説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第9号及び議案第10号の説明を求めます。

中澤事務局長。

〔事務局長 中澤 幸二登壇〕

○事務局長（中澤 幸二） 続きまして議案第9号および議案第10号につきまして、順次ご説明を申し上げます。

初めに議案第9号「令和5年度 佐久広域特別養護老人ホーム特別会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

「令和5年度一般会計・特別会計予算書」の99ページをお願いいたします。

本案は歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億6,950万円と定めようとするものでございます。

次に、100ページの「第1表歳入歳出予算」をお願いいたします。

歳入の主な内容につきましては、1款、サービス収入は、施設介護サービス費収入等で、4億3,262万円を計上いたしました。

4款、繰入金は、社会福祉施設財政調整基金からの繰入金で、1億3,210万円を計上いたしました。

5款、繰越金は、前年度繰越金として、200万円を計上いたしました。

6款、諸収入は雑入など、277万6,000円の計上でございます。

次に、101ページをお願いいたします。歳出につきましては、1款、民生費は、豊昇園及び塩名田苑の施設運営に係る事業費として5億6,750万円を計上いたしました。

2款は予備費で200万円の計上でございます。

続きまして、議案第10号「令和5年度 佐久広域救護施設特別会計予算」につきまして、ご説明を申し上げます。

予算書の131ページをお願いいたします。本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、2億2,750万円と定めようとするものでございます。

次に、132ページの「第1表歳入歳出予算」をお願いいたします。

歳入の主な内容につきましては、1款、分担金及び負担金は、県、市負担金等で、2億1,410万円を計上いたしました。

2款、県支出金は、県補助金として10万3,000円を計上いたしました。

5款、繰入金は、救護施設財政調整基金からの繰入金で、1,180万円を計上いたしました。

6款、繰越金は、前年度繰越金として、100万円を計上いたしました。

次に、133ページをお願いいたします。歳出の主な内容につきましては、1款、民生費は、救護施設運営に係る事業費等で2億2,650万円を計上いたしました。

2款は、予備費で100万円の計上でございます。

以上、議案第9号及び議案第10号について、ご説明を申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柳澤 潔） これをもって、全議案に対する説明は終結いたしました。

◎日程第7 一般質問

○議長（柳澤 潔） 日程第7、一般質問を行います。

一般質問の通告者は、8番、内藤 祐子議員1名であります。

なお、質問は時間制限の中で行っておりますので、質問者も、答弁者も要旨を要約し、円滑な議事進行についてご協力願います。

内藤祐子議員の質問を許可します。

8番、内藤議員

〔8番 内藤 祐子議員登壇〕

○8番（内藤 祐子） みなさんこんにちは、8番内藤祐子です。

佐久市議会は前半2年が済みますので私の質問も、おそらく今回が最後になるかと思えます。

それなりに問題提起し自分としても学ばせていただきました。

ぜひ締めめの質問として、次につながる前向きな答弁を期待したいと思います。

今回の私の質問は大きく3項目です。

まず最初に、小海線について質問します。

国土交通省が昨年2月に有識者などで検討会を設置し、赤字が続く地方鉄道のあり方について協議してきました。

そして7月25日に提言をまとめて発表されました。

そこではJRの場合、一日平均何人運んだかを示す輸送密度が1km当たり1000人未満の区間などを対象に、バスなどへの転換を含め、協議を進めるべきとの内容でした。

この輸送密度1000人未満の区間として、小海線の区間が対象となっています。

検討会は、国が中心となって、沿線自治体や、鉄道事業者などが参加する新たな協議会を設置すべきなどとしています。

協議会での議論は、路線の存続や、廃止を前提とはしないものの、利便性や、持続可能性の向上が見込まれる場合には、廃線によるバスや、専用道路やレーンなどでのバスを活用としたBRTなどへの転換や、自治体が駅や線路を保有し、鉄道会社が運行を担う上下分離方式など、運営方法の見直しも含めて検討するように求めています。

さまざまな弊害も検討されていますが、協議を始めて3年以内に自治体の鉄道事業の実態と鉄道事業者が合意の上で対策を決定すべきとしています。

この対象になるのが、小海線小淵沢駅と小海駅との間になります。

こうした情勢のもと、昨年12月には佐久市議会としても、国に対し、経営基盤安定化の支援、また2つ目に、利用促進取り組みへの支援を求める意見書を採択し、国に提出したところ。今3月議会でも何人もの議員が質問で取り上げました。おそらく他の自治体でも同様なのではないかと思います。

小海線はまさに広域自治体にかかる課題です。

そこで、1、小海線について以下質問したいと思います。

(1) 小海線の利用促進に向けた認識と状況について。

アとして、広域観光にわたる重要な課題としての認識はどうか。

イとして、広域連合構成市町村としての協議の経過はあるのかどうか。

(2) 広域連合としての取り組みについて伺います。

アとして、今後の鍵となるかと思いますが、利用促進に向けての取り組みの予定はあるのかお伺い

したいと思います。

次に、大きな項目2にいけます。

福祉施設における利用者の権利擁護について質問していきます。

この間様々な福祉施設、保育園、幼稚園はじめ、障害者、高齢者等々の施設における虐待事件の報道が全国的に、まだ佐久管内でも取りだたされていました。

報道内容を一面的にだけ見ても課題が把握できないと感じていますが、社会問題となってきたこの問題について、広域連合施設での虐待の有無についてではなく、こうしたことがクローズアップされている機会に虐待についての捉えや対策案、本質の分析等々の取り組みこそが大切と考えます。

そこで(1)として、虐待問題に関連して。

アとして、広域連合の施設においてはどのような検討がされているのか、個々の事業所ごとではなくて結構ですので伺いたいと思います。

イとして、支援領域の中でどのような防止対策が講じられているのか伺います。

(2)として、地域における入所施設の役割と意義について質問します。

この間、国は利用者の地域移行を基本方針とし、入所事業所の縮小の方向性を出してきました。そのため、24時間のホームヘルプサービスの充実をうたってきたわけですけれども、介護職員の人手不足状況の状態の中での根本的な解決がなければ、理想の地域移行はまさに絵に描いた餅状態です。

入所の利用者にとって、そこそが地域であり最適な居場所であるべきと考えます。そうしたことを前提に、以下質問します。

アとして、入所施設のあり方についての見解。

イとして、個別支援計画、いわゆるケアプランですけれども、そうしたことや、また事例検討などを通して、利用者との信頼関係の工夫はどのようにしているのか。

ウとして、利用者家族との信頼関係の構築にどのような工夫をしてくれているのか。

以上伺います。

最後3点目として、佐久市生涯学習センター、ここ野沢会館ですけれども、ここが開館しましたが、駐車場については整備中であり、今後駐車場の整備の完成までには2年かかると聞いています。

広域連合、特に障害者相談支援センターが外から分かりにくい状態であること、入りにくい状態であることが2年間続くということになります。

もちろん、様々な工夫をされていることと思いますが、外の通路が未舗装であること、野沢会館側を通過しても出口の扉が開けにくいことなど、リピーターは承知していても逡巡しながら決意して相談支援につながろうとしている人たちにとっての敷居の低さをどう作りだすかは、大きな課題ではないかと感じています。

そこで、駐車場完成までの間の合理的配慮について確認したいと思います。

(1)として障害者相談支援センターの利用について。

アとして、バリアフリー未舗装部分のフォローはどのように対応しているのか。

イとして、相談しやすくするための対応策はどう講じているのでしょうか。

ウとして、積極的な情報提供策は、どのようにされているのか。

以上、質問したいと思います。

ここからは以上です。

○議長（柳澤 潔） 中澤事務局長。

〔事務局長 中澤 幸二登壇〕

○事務局長（中澤 幸二） それではただいま内藤議員からご質問いただきました3点のご質問につきまして、お答えいたしたいと思います。

まず1点目の小海線についてでございます。そのうち、「(1)小海線の利用促進に向けた認識と状況について」2点のご質問にお答えいたします。

始めに、1点目の「広域観光にわたる重要な課題としての認識は」のご質問でございます。

小諸から佐久平の中央を南北に山梨県小淵沢までつなぐJR小海線は、通学や通勤を始め、地域住民の移動手段として日常生活を支えるとともに、JR路線の中でも標高が一番高い場所にある野辺山駅や、JR最高地点を通る高原列車として、観光面でも非常に必要な資源と認識しております。

昨年の7月25日には国土交通省が設置した、赤字が続く地方鉄道のあり方を議論してきた検討会で提言がまとめられ、バス等への転換や、上下分離方式等も含めた検討が求められております。

このような状況の中、小海線の存続は佐久地域にとって重要な課題であり、近年の人口減少や少子高齢化により、今後も通勤や通学利用による利用者増加が大きく見込めない中、観光客等の利用促進に向けた取り組みは存続に向けた重要な活動になると認識しております。

次に、2点目の「広域連合構成市町村としての協議の経過はあるか」のご質問でございます。

JR小海線につきましては、小海線の利用促進及び観光振興を図ることにより、小海線沿線地域の活性化を図ることを目的とし、沿線自治体や観光協会、山梨県、長野県などの団体に組織された「小海線沿線地域活性化協議会」がございまして、佐久広域連合は市町村の要請を受け、オブザーバーとして参加しております。

協議会の事業内容としては「輸送増強に関する調査・研究・啓蒙」や「沿線観光地の宣伝強化」、「関係当局との連携及び意見交換」などの事業を実施しており、佐久地域の関係市町村や当広域連合も参加する協議会において事業の検討を行い、小海線の利用促進と観光振興を図ることにより、小海線沿線地域の活性化を図っております。

続きまして「小海線について」のご質問のうち、「(2)広域連合としての取組みについて」お答えします。

「利用促進に向けての取組みの予定はあるか」のご質問でございます。

当広域連合といたしましては、今年度、FMラジオを活用した佐久地域PR事業で、首都圏向けラ

ジオ放送を実施しております。

パーソナリティの方に、実際に佐久地域取材していただいたわけですが、その中で、JR小海線の観光列車である「HIGH RAIL 1375」に乗車し、高原列車の旅を体験してもらい、夜は野辺山で星空観望会を体験し、その魅力を首都圏に発信しております。

来年度は、全国で放送されるコミュニティFM番組の公開生放送を2回実施する予定ですが、それぞれJR小海線やしなの鉄道の観光資源としての魅力も、発信していく予定です。

いずれにいたしましても、JR小海線は地域の足として、また観光資源として欠くことのできない重要な路線であることから、「小海線沿線地域活性化協議会」を中心に、観光誘客を図り、その結果として佐久地域や小海線の活性化につなげられるような取組みを実施してまいります。

続いて、「福祉施設における利用者の権利擁護について」「(1)全国的、佐久管内においても、取沙汰されている虐待に関連に関して」2点のご質問に順次お答えいたします。

はじめに1点目の「ア 広域連合の施設において、どのような検討がされているか」についてお答えします。

施設利用者の権利擁護に関しては、社会福祉基礎構造改革と共に、平成12年に導入された介護保険制度を機に、措置制度から契約制度に移行され、利用者保護とサービスの向上を図る目的から、権利擁護に係る様々な仕組みが整備されてきました。

こうした経緯のなか、施設利用者の権利擁護の観点から苦情解決制度として、様々な要望や苦情は、「利用者の声」として捉え、定期的に開催する利用者との話し合い、利用者満足度調査や意見箱などに寄せられた内容など、意見に対する回答や改善策を掲示、公表しながら、外部からのチェック機能が働くよう、第三者にも施設内の苦情を相談できるよう苦情解決の仕組みを構築し、施設生活の質の向上に努めているところです。

次に、2点目の「イ 日々の支援領域で、どのような防止対策が行われているか」についてお答えします。

適切な支援と不適切な支援や虐待は、隣り合わせにあるものと考え、利用者の人権を守る立場にある支援者（職員）によって、虐待することがないように、施設長をトップに、各職域責任者で構成する虐待防止対策委員会を毎月定例で開催し、日常さまざまなケースから、実践的な防止対策の検討が行われています。

会議での検討内容によって、職員相互に素直に意見交換できる職域づくりに心がけながら、職場研修におきまして、組織全体の支援力向上に取り組んでいるところです。

続いて「(2) 地域における入所施設の役割と意義について」3点のご質問に順次お答えいたします。

最初に1点目の「ア 入所施設のあり方についての見解」について、お答えします。

高齢者、障害者、保護施設など、施設の役割こそ、違いはありますが、入所施設は、様々な生活上の課題を抱えている方々に対し生活の場を提供しています。

近年、大人数を相手に、画一的な支援をするのではなく、家庭に近い雰囲気、少人数単位のユニットで生活することによって、一人ひとりのニーズに応じた生活や社会訓練に役立つようサービスの提供を行い、また、施設から地域移行が実現できるよう支援する取り組みが時代の流れとなっています。

一方、自宅や地域で暮らしたい希望を持ちながらも、現実的状况を踏まえ、施設で生活をされる方も多く、一人ひとりの状況に応じ、多様な暮らし方の選択肢として、施設生活の必要性があるものと考えています。

続いて、2点目の「イ 個別支援計画、ケアプラン、事例検討などを通して、利用者と職員の信頼関係構築の工夫」3点目の「ウ 利用者家族との信頼関係の工夫について」は、関連がありますので、一括でのお答えとさせていただきます。

介護保険制度導入を機に、契約制度のもと、施設側と利用者との間には、ケアプランの策定により、サービスの提供がされることになりました。

そのため、施設では利用者の意向を尊重しながら、利用者や家族との関係づくりが大切なものと考えております。

この3年余り、新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、面会、外泊などの制限によって十分な交流ができなかった訳ですが、利用者の状況や体調変化があった場合には、電話での近況報告やご相談のほか、ご家族に対して、施設満足度調査などから、ご意見を頂戴しながら、個別支援へ反映など行っております。

今後も利用者やご家族との信頼関係の構築に努めてまいります。

続いて「3 佐久市生涯学習センター（野沢会館）駐車場完成までの間の合理的配慮について」のご質問のうち、「(1) 障害者相談支援センターの利用について」3点のご質問に順次お答えします。

始めに、「ア バリアフリー未整備部分のフォローは」の質問でございます。

現在、障害者相談支援センターでは、佐久市生涯学習センターの駐車場整備に関わる解体工事等に伴い、センターに来所される方に対して、佐久市生涯学習センターの中を経由して、佐久市振興公社ビルの通用口より、障害者相談支援センターにお越しくださいますようお願いしております。

佐久市生涯学習センターから障害者相談支援センターまでの間は、概ねバリアフリーが整備されておりますが、途中、わずかな段差やスロープ、扉等がございますので、初めて来所される方や、車いすを利用される方、歩行が困難な方などに対しましては、職員が佐久市生涯学習センター入口まで迎えに出て、一緒に来所するなどといった、合理的配慮の対応を、取らせていただいております。

今後も、障害者相談支援センターを安心して利用していただくよう、工事の進捗状況を関係機関と共有し、きめ細かな対応に努めてまいります。

次に「イ 相談しやすくするための対応策は」と「ウ 積極的な情報提供策は」のご質問に併せてお答えいたします。

現在、障害者相談支援センターでは、電話やメール、来所による相談を随時受け付けております。
また、障害特性等により、来所することが困難な場合は、当事者やご家族に負担がかからぬよう、ご自宅に職員が訪問して相談を受けるなどの対応も行っております。

今後の佐久市生涯学習センターの駐車場整備に関わる解体工事等に伴い、工事車両の出入り等により、障害者相談支援センターへ来所する方にご迷惑をおかけすることもありますので、そのような場合につきましても、相談を行う場所まで職員が訪問して、相談を受けるといった対応をとらせていただき、相談者の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、佐久市生涯学習センターの整備が完了するまでの間、センターへの来所の仕方や、訪問をして相談を受ける対応などにつきまして、構成市町村やサービス事業所と連携して、当事者やご家族へ周知を図り、多くの方々に障害者相談支援センターを利用させていただくよう努めてまいります。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤議員。

○8番（内藤 祐子） はい。では一つずつ確認していきたいと思っています。

最初に小海線の課題です。

昨日新聞にも開通88周年という本当にこう、これからいい方向になるのかなってというようなイメージをもつような記事も出されていました。

でも現実には、輸送密度1km当たり1000人未満という具体的な数字で出されて本当にその対象としての小海線厳しいんだなと実感しているところです。

そのところでは、これまでもいろんなところで協議もされたり、一般の皆さんの話題にもなってきた中では、一番は高校生の足としての価値、意義というのはとても大きい。

でも、そのことだけでいくと、この輸送密度をクリアするのは非常に難しいだろうなと。

だとすればその小海線の価値っていうものを、ウェイトをもうちょっと別のところに軸足立てていかないと、難しいのではないかという風に感じています。

1点まず最初に確認したいのですが、これは可能性として伺いたいと思います。

例えば広域連合として、小海線利用促進条例などというようなことは、制定することは事務手続き上可能なのでしょうか。

ちょっとその点だけ確認したいと思います。

○議長（柳澤 潔） 中澤事務局長。

〔事務局長 中澤 幸二登壇〕

○事務局長（中澤 幸二） ご質問いただきました小海線に関わる条例制定等につきましては、内容等をどの程度のものかというものはございますが、内容が熟知され、関係市町村等で協議する中で、議員の皆様にもご理解をいただく上では、条例制定等は可能かと考えているところでございます。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤議員。

○8番（内藤 祐子） はい、そこは確認してその次の所に行きたいと思いますが、例えばこ

れまでもいろんな協議会が国の方からも提起されておりますが、これは小海線沿線ということで考えているかと思うのです。それで、観光ということを含めれば全体になってくるかと思うのですが、小海線に関して、広域連合として、沿線から派生するその多くの自治体を含めた協議会というのは、国が指定した協議会ということではなくて、小海線に関して、存続か廃止かということを議論してはいけないみたいな感じがあるので、この重要性についての協議体というのを作っていただくのは可能なのでしょうか。

一応可能性だけ確認したいと思います。

○議長（柳澤 潔） 柳田連合長。

〔連合長 柳田 清二登壇〕

○連合長（柳田 清二） 今、事務局長の方でご対応いたしましたのは、物理的に、いわゆる条例の制度としてそれは可能かということに関して、可能という表現をしましたがけれども、実際には小海線への依存度というのは、市町村によって全く違ってきます。

そういったことに関して、広域連合で条例を作るということは私は馴染まないことだと思っております。

であるが故に、小海線沿線の自治体と議員さんおっしゃいましたけども、その皆さんによってそういったものを、取り組んでいるのですね。

その条例の意味というのは、例えば恒久性というのでしょうか、議員が変わっても首長が変わってもその自治体としての姿勢を変えないでおく、という効果はあると思います。

そういう意味では、その関連の自治体が条例を同じような類のものを沿線から同時におろす。私も佐久市ですけど、佐久市も小海線への依存度がありますので、佐久市と小諸市と何々町と何々村で同様の趣旨の条例を作るというほうが、私は馴染む気がしますね。

その財政負担にしてみても、依存度の違う自治体同士が議論していくこと、そして財政的な負担というものも、この広域連合で行うということは少し馴染まないと思うのですが。

みんなが同じように依存しているというならば別ですけども。今事務局長が申し上げたのはそういう意味です。

協議会ということについても、全くその依存度が違う、住民のこれまでの歴史的経過が違うという事について、協議会もこの広域連合というテーブルで行うことについては、議論をしたことも1回もありませんので、全く0ではないのかもしれませんが議論の前という事でご理解をいただきたいと思っております。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤議員。

○8番（内藤 祐子） 連合長より答弁いただきましたので、続けてお伺いしたいと思いますけれども、先ほども申し上げましたけれども、輸送密度ということを考えるとこれからますます少子化になっていく中で、この数字を上げていくのは本当に困難だと思うのですね。

と、するならば小海線の価値というものを見ていったときに、利用度だけではない、この絶対的な先程も言いました広域連合として位置付けるのであれば、観光の視点というのが一番大きくなっていくかと思うのですけれども、ここは全国でいろいろ指摘されている対象となっている路線の1つとなりますので、小海線としてのこれから先の観光資源として、唯一無二の価値として、これから打ち出していく必要性は広域としてやっていくのか、かかる広域のかかる自治体がやっていくのか、それぞれ両方やっていかないとならないだろうなと思っていますけれども、広域の連合長としてこの小海線の全国に誇れるような唯一無二の価値としての認識について確認の意味でお伺いしたいと思います。

○議長（柳澤 潔） 柳田連合長。

〔連合長 柳田 清二登壇〕

○連合長（柳田 清二） 議論的的というのはそういうふうになっていますよね。

実際には少子高齢化によってそう短期間において、いわゆる市民の足としてその能力を深めていくというのは中々難しいことです。

そうなりますと観光への期待というものは高まってくると思います。

唯一無二というかたちで言えば、最高地点を通っているというのは、シンプルですけど唯一無二という風に言えると思います。

そしてまたHIGH RAILに関しても好調を維持しているということもあります。

そして広域連合の既存の職務分掌の中においても、広域観光は入っていますので、そういう意味では連携をしていく、対象にしていく、議論の対象、そしてまた事業の対象にしていくことは大いにあり得ることだと思いますし、必要な事じゃないかなというふうに思っております。

また、策として期待されているのは、インバウンドを含めてサイクルトレインといわれるものですね。

HIGH RAILと言われるイベント列車も素晴らしいのですけれども、電車に自転車をもそのまま乗り込めるサイクルトレインというのは、小海線だけではなく長野県内、高原都市としての地域性を考えればあり得る話なのではないかなと思っております。

議員さんご指摘の、観光への期待というのを高まることができると思いますし、高めて行かなければいけない方向性だと思っております。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤議員。

○8番（内藤 祐子） はい、小海線に関しては争点になるというのはかなり一致して色々同じ方向に向けていけるのかなというのは認識していますけれども、先ほど出ていましたサイクルトレインという発想は、車いす等にも非常に優しい対応になっていくのと同列になっていくのだと思いますので、非常に興味を持っているところです。

単純に、輸送のためのものというだけではなくて、その先の観光資源にどう結び付けるか、この列車そのものが観光資源になるという発想も必要になってくるのではないのかと感じているところです。

佐久市議会でも意見書を採択したように、色々なものから色々なかたちでどんどん発信していくことが、やはり地域の声として上げていく必要があると思います。

条例については色々な課題があると思いますけれども、様々なかたちで要望書なり意見書なりを上げることを含めて、今後前向きな検討を求めていると思います。

以上で1番は終わりにしたいと思います。

次に、2番についてお伺いします。

福祉事業所については、民間移行の方向というのが出されています。

その中で、虐待防止であったりとか、職場内または保護者を含めた信頼関係の構築といったことが課題となっていることを非常に痛感するのですが、こうした民間移行のサウンディングの中でも、こうした観点は位置付けられているのでしょうか。

確認したいと思います。

○議長（柳澤 潔） 木次清和寮寮長。

〔清和寮寮長 木次 洋史登壇〕

○清和寮寮長（木次 洋史） 只今の質問に対しましてお答えさせていただきます。

佐久広域連合では、令和3年度に地域の事業所の皆さんを対象にサウンディング調査をさせていただきました。

その中に、事業の継承であるとか、社会福祉法人を対象にして、様々な意見が寄せられております。

その中で一番ポイントになるのが、人材確保という視点が、事業所の方からも言われております。

そういった観点では、先程の事務局長の答弁にもありましたけれども、職員の関係、特に虐待に關しましては、予防が非常に重要だと言われておりますので、そういった観点を事業継承の中で、つないでいくというのが重要かと思っております。

以上でございます。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤議員。

○8番（内藤 祐子） はい、本当に最近色々な告発等々で虐待事例だとか虐めですとか、すぐに報道されている状況で、見るたびに非常に心苦しい気がしております。

皆さんそうだと思うのですがけれども、じゃあ以前と比べてどうだったかという、監視カメラをつければいいのか、色々な報告義務をつければいいのか、そういう方向性の解決が本当にいいのかというのが疑問なんです。

本来先程言われましたけれども、措置制度から、契約制度になっていく中で、それは本当に理想だと思ったのですが、結局その制度の変更が、余計現場の人手不足を助長し、事務仕事が増えたりきたみたいな傾向がある中で、余裕がなくなってきたのではないかと推測します。

だから本当は虐待事例だったりいろんな事例があった時に、それを報告して協議する以前に、その場で、それ辞めた方がいいんじゃないかな、と言えるような人間関係がちゃんと構築されているのか

どうか、それが一番の解決策ではないか。

色々な現場の人たちと話をする中で、やはりそこがポイントなのではと感じてるところです。そういう意味では、こういうやり取りの中では、こういう対策してますということしかおそらく答えることは難しいとは思いますが、余裕があること、そして少し間違っても、人間ですから完璧ではない、間違ったときにその場で指摘し合えるような関係をどうやって福祉の現場で作っていくのか、というのを、協議の対象にしていっていただきたいという希望を持っていますので。

本当に人手不足で、待遇も不十分ではない中で、どうやって理想の福祉事業所を作っていくのかというのは、広域に限らず、民間含めて課題だと思いますので、そんな報告がなされてくることをぜひ期待していきたいと思っております。

2番については以上です。

最後は3番については、現状の状況についてどう対応していくのか、ということなんです。

あくまで工事期間2年というのはちょっと長いというのが正直なところなんです。

こちらは佐久市の建物であり、奥は振興公社ということで、別々の縦割部分もあるのだらうなという気もしているのですよね。

そういう意味では、入口の身障スペースのところも砂利状態であったりとか、工事中ということのいわゆる使いにくさがあると思うのです。

そんな時に色々なところで、佐久市でも広域連合でもどこでもいいんですけど、協議をする中でもうちょっと頭柔らかくして対応できないのかなというのが、今回質問した趣旨なんです。

例えば今日なんかもずっとぐるっと白いフェンスに覆われて何か工事してますよね。

じゃあ例えば、ここに色々な障害者施設の方だったり高校生中学生の美術部の方に協力してもらって、この先に何でも相談できる事業所があるんですよ、というような看板にしていけることも考えられるんじゃないかと。

要するに、物理的なバリアーを超えるぐらいの、何か気持ち的な気楽さ、敷居の低さをどうやってこの2年間作っていくかってことを、是非検討していただきたいと思っているんですけども、そういうことも可能ですか。

○議長（柳澤 潔） 依田障害者相談支援センター所長。

〔障害者相談支援センター所長 依田 徳光登壇〕

○障害者相談支援センター長（依田 徳光） 今、内藤議員さんに素晴らしい意見を頂いたのですが、可能かどうかはまた色々関係機関の皆さん、例えば高校生と話をしていかなければ分からないのですが、工事期間中にこういうような状態で公社の皆さんとか、色々協力いただいて案内看板とかたくさん出しているのですが、まだわかりづらいこともございますので、そのあたりはそういう意見を参考にしながら改善していきたいと思っております。

後は元々私ども相談に来てもらう部分も多いですけど、コーディネーターとか専門の者を抱えてお

りまして、支援会議とか呼ばれて出ていくことも大勢ありまして、どちらかという当事者内で家族の皆様が、一番どういったかたちが相談しやすいですか、相談の内容では、ご自宅の状態とかを見た上で支援が必要になる場合等がありますので、それはまた臨機応変に対応したいと思いますのですが、いずれにしてもこちら来やすくする対策については、市町村の連絡ネットか事業所の皆様と合わす機会や、顔合わせの機会が細かい会議多いものですから、その中でも周知していきながらこういう部分がちょっと今来づらいよとか、ちょっとわかりづらいよとか意見を聞きながら、また色々工夫していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤議員。

○8番（内藤 祐子） はい、あくまで2年間の仮の状況ってことを踏まえた上で伺っています。

その先にはもっともっと理想的な形が描けていけるのだろうなと思っていますけど。

今新聞報道されているように発達障害の子供達がもう9%、実際にグレーゾーンをいれれば十数%じゃないかといわれる中で相談しようかしまいか迷っている人達、迷っている家族というのは、今も多いしこれからも増えていくんじゃないかと思っているのですね。

それと同時に医療的ケアが必要な子供達のコーディネーターもちゃんと設置されて、まだ日が浅いところもあります。

だから個別支援計画等々たてる前段階として、やっぱりもっと間口を広げていく必要があるだろうし、更に相談支援などの部分はこれから需要が増えることは明らかに分かっているんで、その分野の充実も含めて是非、広域連合の中で拡大してほしいなという希望も含めて求めていきたいと思っています。

せっかく新しくなったこれを機会にさらに中身の充実のところで一歩進めていただくことを、本当に心の底から要求して今回の私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（柳澤 潔） 内藤議員の質問は、以上で終結いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたしました。

◎日程第8 議案質疑

○議長（柳澤 潔） 日程第8、これより議案の質疑を行います。

はじめに、議案第1号「佐久広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について」の質疑を行います。

順次発言を許可します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の質疑を終結いたします。

次に、議案第2号「佐久広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」の質疑を行います。

順次発言を許可します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終結いたします。

次に、議案第3号「令和4年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について」の質疑を行います。

順次発言を許可します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終結いたします。

次に、議案第4号「令和4年度佐久広域消防特別会計補正予算（第3号）について」の質疑を行います。

順次発言を許可します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終結いたします。

次に、議案第5号「令和4年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）について」の質疑を行います。

順次発言を許可します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終結いたします。

次に、議案第6号「令和4年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第3号）について」の質疑を行います。

順次発言を許可します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号の質疑を終結いたします。

次に、議案第7号「令和5年度佐久広域連合一般会計予算について」の質疑を行います。

順次発言を許可します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第7号の質疑を終結いたします。

次に、議案第8号「令和5年度佐久広域消防特別会計予算について」の質疑を行います。

順次発言を許可します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終結いたします。

次に、議案第9号「令和5年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計予算について」の質疑を行います。

順次発言を許可します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第9号の質疑を終結いたします。

次に、議案第10号「令和5年度佐久広域救護施設特別会計予算について」の質疑を行います。

順次発言を許可します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号の質疑を終結いたします。

◎日程第9 議案委員会付託

○議長（柳澤 潔） 日程第9、議案の委員会付託を行います。

付託委員会につきましては、議会運営委員会でご協議願っておりますので、議案付託表のとおり付

託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに決しました。

（午後 3時48分）

○議長（柳澤 潔） ここで、委員会審査のため休憩いたします。

再開は委員会審査終了次第といたします。

暫時、休憩いたします。

（午後 5時04分）

○議長（柳澤 潔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本来事前に延長すべきところではございますが、委員会審議が延びてしまいましたので、延長いたします。

◎日程第10 付託議案の委員長報告 質疑・討論・採決

○議長（柳澤 潔） 日程第10、付託議案の委員長報告を行います。

はじめに、総務委員会に付託した議案について、総務委員長から報告願います。

1番、丸山総務委員長。

〔小諸市議会議長 丸山 正昭登壇〕

○総務委員長（丸山 正昭） 本委員会に付託されました議案は、審査の結果、次の通り決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

議案第1号佐久広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について、審査の結果、原案可決でございます。

議案第2号佐久広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について審査結果、原案可決。
議案第3号令和4年度、佐久広域連合一般会計補正予算第3号について中、所管事項、審査結果、原案可決。

議案第4号令和4年度佐久広域消防特別会計補正予算第3号について、審査結果、原案可決。

議案第7号令和5年度佐久広域連合一般会計予算について中、所管事項、審査結果、原案可決。

議案第8号令和5年度佐久広域消防特別会計予算について、審査結果、原案可決でございます。

以上です。

○議長（柳澤 潔） 総務委員長から報告のありました、6件を一括議題として、これより質疑に入

ります。

順次発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。

なお、議案第3号及び議案第7号につきましては、各常任委員会委員長報告終了後、討論、採決いたしますので、ご承知願います。

○議長（柳澤 潔） これより、議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第8号について討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議案第1号「佐久広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について」を採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、総務委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第2号「佐久広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定」についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、総務委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第4号「令和4年度佐久広域消防特別会計補正予算（第3号）」についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、総務委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第8号「令和5年度佐久広域消防特別会計予算について」を採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、総務委員長報告どおり可決されました。

次に、経済建設保健衛生委員会に付託した議案について、経済建設保健衛生委員長から報告願います。

10番 有坂経済建設保健衛生委員長。

〔経済建設保健衛生委員長 有坂 辰六登壇〕

○経済建設保健衛生委員長（有坂 辰六） 本定例会において、当委員会に付託になりました議案について、審査の結果をご報告申し上げます。

お手元にご配布されております委員会審査報告書にありますとおり、議案第3号令和4年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について中、所管事項について、当委員会は原案可決するものと決しました。

次に、議案第7号令和5年度佐久広域連合一般会計予算について中、所管事項について、当委員会は原案可決するものと決しました。

なお、いずれの議案も全会一致であったことを申し添えます。

以上で報告を終わります。

○議長（柳澤 潔） 経済建設保健衛生委員長から報告のありました2件を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。

なお、議案第3号及び議案第7号につきましては、各常任委員会委員長報告終了後、討論、採決いたしますので、ご承知願います。

次に、社会文教委員会に付託した議案について、社会文教委員長から報告願います。

7番、神津社会文教委員長。

〔社会文教委員長 神津 正登壇〕

○社会文教委員長（神津 正） 社会文教委員会における審査結果をご報告申し上げます。

当定例会において、当委員会に付託されました議案は計6件であります。

お手元の委員会審査報告書にありますとおり、議案第3号令和4年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について中、所管事項については、審査結果、原案可決と決しました。

議案第5号令和4年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）については、審査

結果、原案可決と決しました。

議案第6号令和4年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第3号）について、審査結果は、原案可決と決しました。

議案第7号令和5年度佐久広域連合一般会計予算について中、所管事項については、審査結果、原案可決と決しました。

議案第9号令和5年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計予算について、審査結果は、原案可決と決しました。

議案第10号令和5年度佐久広域救護施設特別会計予算について、審査結果、原案可決と決しました。

なお、いずれの議案も全会一致により、原案可決でありました。

以上で、社会文教委員長報告を終わります。

○議長（柳澤 潔） 社会文教委員長から報告のありました、6件を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ないようですので、これをもって質疑を終結致します。

なお、議案第3号及び議案第7号につきましては、各常任委員会委員長報告終了後、討論、採決いたしますので、ご承知願います。

これより、議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第10号について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議案第5号令和4年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、社会文教委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第6号「令和4年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第3号）について」を採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、社会文教委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第9号「令和5年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計予算について」を採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、社会文教委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第10号「令和5年度佐久広域救護施設特別会計予算について」を採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、社会文教委員長報告どおり可決されました。

これより、議案第3号について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議案第3号「令和4年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について」を採決いたします。

各常任委員会委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、各常任委員会委員長報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、各常任委員会委員長報告どおり、可決されました。

これより、議案第7号について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議案第7号「令和5年度佐久広域連合一般会計予算について」を採決いたします。

各常任委員会委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、各常任委員会委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、各常任委員会委員長報告どおり、可決されました。

◎日程第11 追加議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（柳澤 潔） 日程第11、議案第11号を上程いたします。

議案第11号「佐久広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」説明を求めます。

9番、三石議会運営委員長。

〔議会運営委員長 三石 義文登壇〕

○議会運営委員長（三石 義文） 議会運営委員長の、三石義文です。

議案第11号佐久広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定につきまして、提案の理由の説明を申し上げます。

本案は個人情報の保護に関する法律の改正により、令和5年4月1日から、地方公共団体の機関から議会が除かれるようになったため、議会における個人情報の適正な取り扱いに関し、必要な事項を定めようとするものであります。

なお、施行期日は令和5年4月1日とするものであります。

制定内容の詳細につきましては、議案書に記載の通りであります。

以上、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（柳澤 潔） これより、議案の質疑に入ります。

議案第11号「佐久広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」の質疑を行います。

順次発言を許可します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第11号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第11号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

議案第11号は討論を省略し、ここで採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

議案第11号「佐久広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」は、原案どおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案どおり可決されました。

◎日程第12 閉会宣言

（午後 5時22分）

○議長（柳澤 潔） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、「令和5年佐久広域連合議会第1回定例会」を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

佐久広域連合

議 会 議 長 柳 澤 潔

署 名 議 員 五 味 高 明

署 名 議 員 今 井 英 昭